政令

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四十二号

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五千百円」を「五千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に実施の公示がされた情報処理技術者試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料については、なお従前の例による。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四十三号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四十四号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十二条）
第二章　経過措置（第十三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百二号を次のように改める。

百二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下この号において「改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第九条の四第六十八号を次のように改める。

六十八　削除

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「規定する会社及び」を「規定する会社、」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

別表第十第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第八十四号中「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に改め、同項第八十六号を次のように改める。

八十六　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下「平成二十七年旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第四十三条第二項第八十六号を次のように改める。

八十六　平成二十七年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）